

●○●○●○●○●○●○●○●○●○

予 防 統 計

●○●○●○●○●○●○●○●○●○



建築物同意処理状況

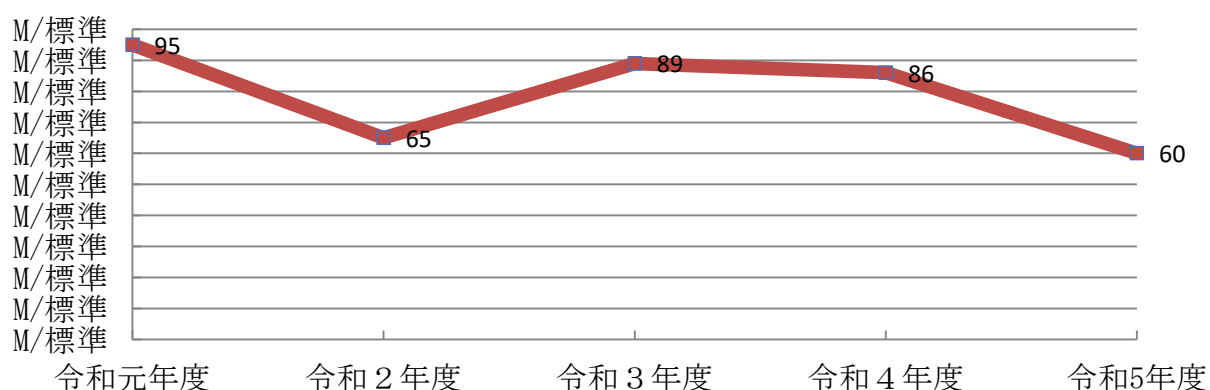
令和5年度

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受 付 件 数	7	4	3	7	3	7	6	2	4	4	6	7	60
そ の 他													

年度別 ・ 月 別 建 築 同 意 件 数

年 別 ・ 月 別	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
令 和 元 年 度	95	8	5	14	8	9	10	10	9	5	6	3	8	7.92
令 和 2 年 度	65	5	3	2	4	6	7	8	4	6	2	9	9	5.42
令 和 3 年 度	89	9	3	4	3	9	13	5	8	8	10	10	7	7.42
令 和 4 年 度	86	6	6	4	9	4	11	7	8	6	10	6	9	7.16
令 和 5 年 度	60	7	4	3	7	3	7	6	2	4	4	6	7	5.00
計	395	35	21	27	31	31	48	36	31	29	32	34	40	6.58

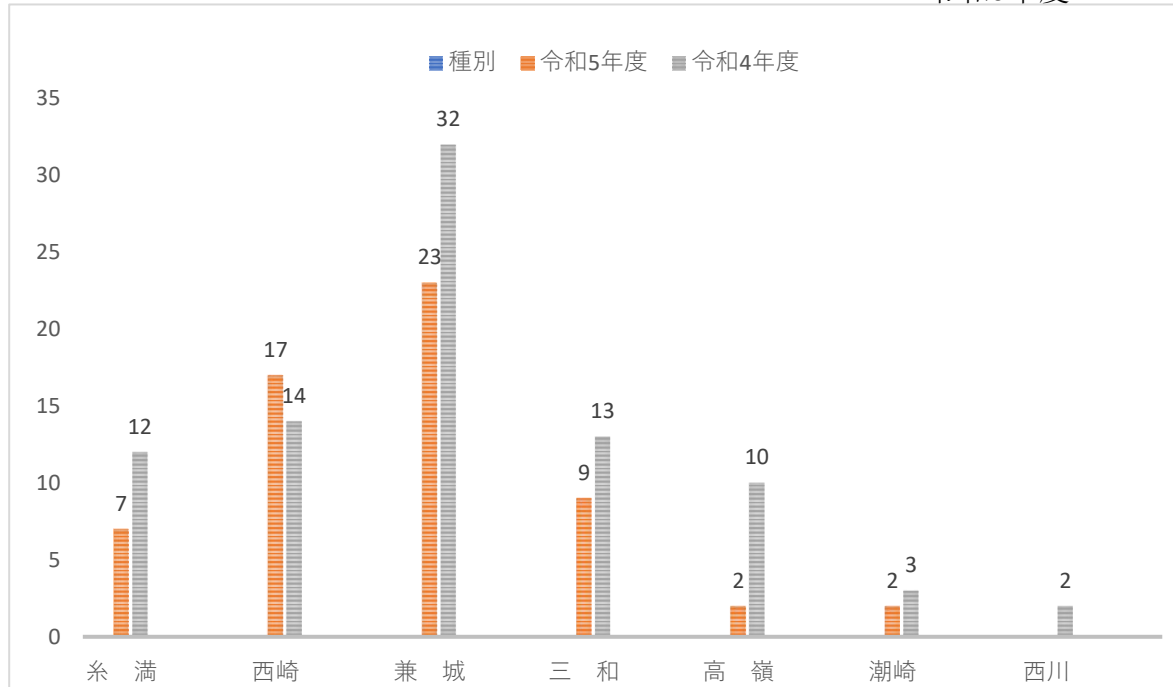
過去5ヶ年の建築同意件数



- 建築基準法改正により、防火地域及び準防火地域外で建築される専用住宅については
消防同意が廃止され建築主事等から消防長への通知制度になり、建築同意件数が減少した。
(平成11年5月1日施行)

地域別建築物同意件数

令和5年度



種別 \ 地区	糸 満	西 崎	兼 城	三 和	高 嶺	潮 崎	西 川	計
新 築	5	12	13	6	2	2		40
増 築		3	1					4
改 築				1				1
用 途 変 更								
そ の 他	2	2	9	2				15
令和5年度	7	17	23	9	2	2		60
令和4年度	12	14	32	13	10	3	2	86

計 画 通 知 (令和元年度～令和5年度)

年度	1	2	3	4	5	計
件 数	4	4	2	6	2	18

確認申請書通知受理件数 (1戸建て住宅及び昇降機 令和5年度)

地 域	糸満	西崎	兼城	三和	高嶺	潮崎	西川	計
件 数	30	4	68	48	23	3	1	177
昇 降 機			1					1

月別・用途別建築同意件数状況

令和5年度

用途別		月別												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		7	4	3	7	3	7	6	2	4	4	6	7	60
1	イ. 劇場、映画館等													
	ロ. 公会堂、集会場										1	1		2
2	イ. カフェー、キャバレー等													
	ロ. 遊技場、ダンスホール													
	ハ. 性風俗店舗等													
	ニ. カラオケボックス等													
3	イ. 待合、料理店等													
	ロ. 飲食店			1									1	2
4	百貨店、店舗等	2							1					3
5	イ. 旅館、ホテル等													
	ロ. 寄宿舍、共同住宅等	1		1			2	2						6
6	イ. 病院、診療所等													
	ロ. 老人福祉施設等												1	1
	ハ. 保育所等						1						1	2
	ニ. 幼稚園等													
7	小中高大学校等													
8	図書館、美術館等													
9	イ. 蒸気、熱気浴場等													
	ロ. イ以外の公衆浴場													
10	航空機等の発着場等													
11	神社、寺院、教会等													
12	イ. 工場、作業場		1		1	1						2	1	6
	ロ. 映画、テレビスタジオ													
13	イ. 自動車車庫、駐車場													
	ロ. 飛行機等の格納庫				1								1	2
14	倉庫			1		1		4			1			7
15	前各項に該当しない事業場	1	1						1	2		1	1	7
16	イ. 複合用途防火対象物のうち (1) ~ (4) 項 (5) イ (6) (9) イ													
	ロ. イ以外の複合用途防火対象物	1											1	2
その他 (住宅等)		2	1	1	5	1	4			2	2	2		20

用途別消防用設備等点検結果報告書届出状況

令和5年度

用途別		点検届出数	対象物総数
1	イ. 劇場、映画館等	4	5
	ロ. 公会堂、集会場	4	47
2	イ. カフェー、キャバレー等		
	ロ. 遊技場、ダンスホール	2	2
	ハ. 性風俗店舗等		
	ニ. カラオケボックス等	1	2
3	イ. 待合、料理店等		
	ロ. 飲食店	14	38
4	百貨店、店舗等	39	71
5	イ. 旅館、ホテル等	12	41
	ロ. 寄宿舍、共同住宅等	76	714
6	イ. 病院、診療所等	20	28
	ロ. 老人福祉施設等	12	24
	ハ. 保育所等	59	96
	ニ. 幼稚園等	9	13
7	小中高大学校等	62	82
8	図書館、美術館等	4	6
9	イ. 蒸気、熱気浴場等		
	ロ. イ以外の公衆浴場		
10	航空機等の発着場等		
11	神社、寺院、教会等		8
12	イ. 工場、作業場	46	141
	ロ. 映画、テレビスタジオ		
13	イ. 自動車車庫、駐車場	3	10
	ロ. 飛行機等の格納庫		1
14	倉庫	23	81
15	前各項に該当しない事業場	73	150
16	イ. 複合用途防火対象物のうち (1) ～ (4) 項 (5) イ (6) (9) イ	58	293
	ロ. イ以外の複合用途防火対象物	7	87
合計		528	1,940

防火対象物定期点検報告施設

令和5年度

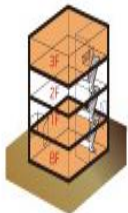
項目	報告義務数	報告済数	未報告数	特例認定数	防火対象物外特例認定数
1 項イ	4		4		
1 項ロ	6	1	5		
2 項ロ	2	2			
3 項ロ	2		2		
4 項	8	4	4	1	
5 項イ	3	2	1	1	
6 項イ	3	2	1		
6 項ロ					
6 項ハ	2	2			
6 項ニ	1	1			
1 6 項イ	12	5	7		
計	43	19	24	2	

防火対象物の管理について権原を有するもの（建物のオーナー等）は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に毎年1回報告することが義務付けられています。

点検が義務となる防火対象物

☆収容人員が30人以上の建物で次の要件に該当するもの

1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（避難階は除く）
2. 階段が一つのもの



小規模雑居ビル等

☆特定の建物（特定防火対象物）で収容人員が300人以上のもの

百貨店、遊技場、映画館、病院、老人福祉施設等



消防用設備等設置状況

令和6年3月31日 現在

消防用設備等 用途		屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	特定施設水道連結型	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	非常警報設備	火災通報装置	避難器具	誘導灯	消防用水	連結送水管	非常コンセント	合計
1	イ. 劇場、映画館等	3						4	4			4				15
	ロ. 公会堂、集会場	1						22	33	10		41				107
2	イ. カフェー、キャバレー等															
	ロ. 遊技場、ダンスホール		1		1			2	2	2		2				10
	ハ. 性風俗店舗等															
3	イ. 待合、料理店等															
	ロ. 飲食店	5						15	18	2	3	33				76
4	百貨店、店舗等	4	2		2			39	38	33		64	2			184
5	イ. 旅館、ホテル等	17	2		3			39	9	12	6	24	2	5	1	120
	ロ. 寄宿舍、共同住宅等				2			256	24	156	222	10	1	36	5	712
6	イ. 病院、診療所等	8	8		4			24	17	22	5	29		2		119
	ロ. 老人福祉施設等	1	20	9	2			24	10	24	3	24	1			118
	ハ. 保育所等	3	2		4			69	19	48	11	70		1		227
	ニ. 幼稚園等	3						10	8	8	1	12				42
7	小中高大学校等	39						44	35	48	5	26	1			198
8	図書館、美術館等	3	1		1			5	3	4		4				21
9	イ. 蒸気、熱気浴場等															
	ロ. イ以外の公衆浴場															
10	航空機等の発着場等															
11	神社、寺院、教会等	1						3	5	2		7				18
12	イ. 工場、作業場	44			4	5		70	5	134	3	29	2			296
	ロ. 映画、テレビスタジオ															
13	イ. 自動車車庫、駐車場				6			6		5						17
	ロ. 飛行機等の格納庫							1								1
14	倉庫	16	1		4	7		37		30	2	23				120
15	前各項に該当しない事業場	11			8	4		49	16	38	3	35	2	1		167
16	イ. 特定防火対象物を含む 複合用途防火対象物	11	13		4			189	80	40	123	136		4		600
	ロ. イ以外の複合用途 防火対象物	2			3			22	13	10	21	22		1		94
合 計		172	50	9	48	16		932	339	628	408	597	11	50	6	3,266

消防用設備等設置検査件数及び立入検査数

令和5年度

種 別 用 途		消火設備					警報設備			避難設備		消火活動上必要な施設		消 防 用 水	合 計	立 ち 入 り 検 査 数
		屋 内 消 火 栓	屋 外 消 火 栓	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 特定施設水道連結型	水 噴 霧 消 火 設 備 等	自 動 火 災 報 知 設 備	非 常 警 報 設 備	火 災 通 報 装 置	避 難 器 具	誘 導 灯	連 結 送 水 管	非 常 コ ン セ ン ト			
1	イ. 劇場、映画館等															
	ロ. 公会堂、集会場						1								1	
2	イ. カフェー、キャバレー等															
	ロ. 遊技場、ダンスホール															
	ハ. 性風俗店舗等															
	ニ. カラオケボックス等															
3	イ. 待合、料理店等															
	ロ. 飲食店						1								1	1
4	百貨店、店舗等						3	1			3				7	
5	イ. 旅館、ホテル等						2	1	1		2				6	2
	ロ. 寄宿舎、共同住宅等						6			5	2	1			14	
6	イ. 病院、診療所等								1						1	1
	ロ. 老人福祉施設等			2			2	2			2				8	3
	ハ. 保育所等						2	1	2		2				7	1
	ニ. 幼稚園等															
7	小中高大学校等	1													1	
8	図書館、美術館等															
9	イ. 蒸気、熱気浴場等															
	ロ. イ以外の公衆浴場															
10	航空機等の発着場等															
11	神社、寺院、教会等															
12	イ. 工場、作業場						6				1				7	1
	ロ. 映画、テレビスタジオ															
13	イ. 自動車車庫、駐車場															
	ロ. 飛行機等の格納庫															
14	倉 庫			1			5								6	
15	前各項に該当しない事業場						2								2	
16	イ. 特定防火対象物を含む 複合用途防火対象物						10			2	7				19	5
	ロ. イ以外の複合用途 防火対象物						2			1	1				4	
合 計		1		3			42	5	4	8	20	1			84	14

用途別中高層（４階以上）建築物数

令和6年3月31日 現在

地域別及び用途別		合計	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	19階	内31mを超える建築物
西崎		184	117	37	18	6		2	3				1	6
糸満		125	90	21	7	1	5		1					1
三和		8	6		1					1				2
高嶺		43	32	6	3	1		1						
兼城		171	120	21	8	10	4	2	2	1	2	1		4
潮崎		14	3		5	5		1						
西川町		34	30	2	1			1						
合 計		579	398	87	43	23	9	7	6	2	2	1	1	12
1	イ．劇場、映画館等													
	ロ．公会堂、集会場													
2	イ．カフェー、キャバレー等													
	ロ．遊技場、ダンスホール													
	ハ．性風俗店舗等													
3	イ．待合、料理店等													
	ロ．飲食店													
4	百貨店、店舗等													
5	イ．旅館、ホテル、宿泊所	12	1	4	2	1	2		1	1				2
	ロ．寄宿舍、共同住宅、下宿	377	253	59	25	17	7	6	5	1	2	1	1	9
6	イ．病院、診療所、助産院	7	2	3	1	1								
	ロ．老人福祉施設等	5	4	1										
	ハ．保育所等	5	4				1							
	ニ．幼稚園等													
7	小中高大学校及び専門学校等	7	5	2										
8	図書館、美術館、博物館等	1			1									1
9	イ．蒸気、熱気浴場等													
	ロ．イ以外の公衆浴場													
10	船舶、航空機等の発着場													
11	神社、寺院、教会等													
12	イ．工場、作業場	4	4											
	ロ．映画、テレビスタジオ													
13	イ．自動車車庫、駐車場	1	1											
	ロ．飛行機等の格納庫													
14	倉 庫	3	3											
15	前各項に該当しない事業場	6	3	2	1									
16	イ．複合用途防火対象物のうち 一部が（１）～（４） （５）イ（６）（９）イ含む	112	83	14	10	4		1						
	ロ．イに掲げるもの以外の複合 用途防火対象物	39	35	2	1	1								

自衛消防隊訓練実施状況

令和5年度

業態 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
保 育 所	0	7	3	1	0	0	7	4	2	5	3	3	35
福 祉 施 設	2	2	4	6	7	8	7	4	8	2	9	8	67
遊 技 場	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
学 校	0	1	1	1	2	0	3	0	0	0	0	0	8
店 舗	0	3	4	1	0	3	1	7	0	1	3	2	25
飲 食 店	4	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	11
事 業 所	1	0	1	1	1	4	3	7	2	0	1	2	23
集 会 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホテル・宿泊 所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	6
病 院	2	2	2	1	1	2	2	1	2	1	1	1	18
共 同 住 宅	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	5
複 合 施 設	2	1	1	4	2	6	3	5	4	4	4	4	40
計	12	17	16	15	14	24	30	30	19	13	26	24	240

火災とまぎわらしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出状況

(糸満市火災予防条例第45条第1号)

地域・年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度	令和4年度	令和3年度
糸満・西崎	糸満															
	西崎町															1
	西川町															
兼城地区	照屋											2		2	3	
	兼城										1			1	1	2
	座波							4	2		1			7	6	10
	賀数		1		1									2		
	北波平			1										1	2	
	武富	1						1		1				3	7	12
	阿波根	2			1		1	1			1		1	7	4	
	潮平						2							2	1	
高嶺地区	豊原	1	1	1		1		2			2	2	1	11	13	11
	与座		1					2					1	4	3	3
	大里	1	3	2	1	5	1	5			3	2	1	24	22	25
	国吉		1				1	2		1	3			8	5	4
	真栄里	2			1	2	2		1	3			1	12	5	13
三和地区	真壁	1						1	4					6	2	4
	喜屋武												1	1	1	1
	真栄平	1	2		1			2		1	1			8	7	9
	新垣				1									1	10	7
	名城		2											2	2	5
	米須	2			2	2		1		1		1		9	4	6
	糸洲									1				1		3
	南波平															
	伊原				1		1							2	2	
	宇江城			1										1	2	
	小波蔵														2	1
	大度										1	1		2	3	7
	摩文仁								1					1	1	3
	福地															
	束里															
	山城											1	1	2	1	2
	伊敷															1
潮崎町															1	1
計		11	11	5	9	10	8	21	8	8	13	9	7	120	110	111